

YOUNG
TAX
ADVOCATES

吉田税連

石井新執行部スタート

公平な税制・納税者権利擁護の実現に向けて

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145

No.142 OCT.15.2005

Contents

新役員就任あいさつ ————— P.3~6

- 石井新会長あいさつ ————— 3 ~ 4
各部長あいさつ・抱負 ————— 4 ~ 6
2005年度特別委員会 ————— 6



挨拶する石井新会長

全国青税連 東京大会 青年考査しませんか ————— P.7~16

- 第1部 パネルディスカッション ————— 7 ~ 12
第2部 第38回定時総会 ————— 13~14
懇親会風景 ————— 14
東京大会の総括報告 — 実行委員長 富田光彦 — 15~16



無事大会を終え、二次会で打ち上げ



パネルディスカッション

秋季シンポジウム in 横浜のご案内

P.12

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>



会長就任挨拶

議論を尽くして青税らしい若さを発揮

会長 石井 孝雄（神奈川）

全国青税のみなさん、こんにちは。本年度会長に就任いたしました石井孝雄です。

さて、今年1年間どのような内容で進めていくか、簡単に説明させていただきたいと思います。

税理士法改正問題

今年の法対部では、まず税理士法の見直しから始めて参ります。税理士法は平成13年に改正されてから早くも4年が過ぎようとしています。前回の改正では根本的なことは何一つ改正されていません。すぐに来年度に改正されないまでも、現在の税理士法の問題点を正しく認識し、会員とともにるべき税理士法について検討して参ります。このため、税理士法に関する委員会を以下のとおり3つに分けて検討して行きます。

第一の委員会は納税者権利憲章検討委員会です。こちらでは、税理士法1条に定める税理士の使命について研究し、納税者の権利擁護について検討いたします。そして、納税者権利憲章が未だ制定されていない私たちの国の現状を振り返り、納税者権利憲章がなぜ必要なのか、そして将来的には、憲章が制定されるよう外部に働きかけられるような意見書を作成して参りたいと考えています。

第二の委員会は税理士法対策

委員会です。前々執行部（高谷会長）において意見広告を出した会計士の自動資格付与問題を含めた、公正なる資格取得制度について検討するとともに、現行の税理士試験についても、前執行部（中西会長）の意見をふまえて更に研究し、意見書を作成して参ります。

第三の委員会は税務支援対策委員会です。現在、日税連は税務支援に積極的な協力を表明しています。これについて、全国青税では関連規定や実施要領の内容について検討し、意見表明を行って参ります。

商法・税制・公益的業務

次に商法等対策委員会では平成18年4月に施行予定の新会社法及び関連諸法規を研究し、検討を行います。

また、税制対策委員会では、上記の新会社法に伴う税制上の対応や消費税を含めた抜本的な税制改正に対して、納税者にとって公平な税制とは何かを検討していきます。

最後に公益的業務対策委員会では、税理士の職能を生かせる公益的業務について研究し、実践していきます。また、前執行部で検討して参りましたADRについても、引き続きこの委員会で検討していきます。

このように今年の全国青税は、基本的に立ち返って制度問題

を中心に研究をして参ります。しかしながら、私には制度問題を深く研究し通すだけの、根気も素養もあるわけではありませんので、優秀な川崎法対部長や、法対策部の特別委員会の委員長の助けを借りて努力して行きたいと思っています。

研修会や意見交換、意見書作成の場を通して、これらの制度問題を少しでも深く研究して、これらに関わる知識を研鑽して参りたいと思っております。そうして、この1年間が過ぎる頃には私も少しは制度問題に精通した意見が述べられるようになるかも知れませんし、全国青税を通して外部に対して公平な税制、納税者の権利擁護について、強く主張していくようにしたいと思っています。

理事会では 積極的な議論を

このように全国青税は法対策部の活動がメインとなりますし、これにかけるエネルギーも相当なものであることは確かです。しかし、それだけではちょっと味気ない気もします。やはり、全国の単位会の代表者を中心、単位会から選ばれた優秀な方々と毎月理事会で意見交換が出来るわけですから、その場を大事にして、法対策部関係以外のことにも積極的に関与して参りたいと思います。もちろん、

理事会の後の懇親会も楽しみですし、懇親会の後の2次会は更に楽しみです。せっかく1年間フル出場の機会が与えられたのですから健康に気をつけながら楽しくお酒も飲んで行きたいと思います。

全国青税をより活性化

さて、ここまで全国青税に対して思っていることを一気に書き上げてみました。しかし、文章を読み返してみても、これらの事業計画は、全国青税の歴史に大きな足跡を残せるほどのものではありません。どちらかというと何とか無事にこなせるこ

とを祈っている様な感じがします。これでは、少し情けない気もします。今は会長に就任したばかりで、結構神経質になっているのかも知れません。1年間必死になって青税活動をやってみて、会長職や制度問題が少しでも見えてくれれば、元来がお調子者の私は、原稿を執筆している今よりももっと元気に情熱的に、そして前向きに全国青税の活動をやっているかも知れません。

会長が元気でなければやはり会が活性化するはずがありません。全国青税が活性化しなければ、単位青税もしゅんとしてし

まうかも知れません。そのように考えると、何があっても楽し^く陽気に頑張らなければ！と気合いが入ってきます。もちろん、単位会が明るく元気だと、その元気な単位会からエネルギーをもらって全国青税が活性化し、そのトップは必然的にパワーを与えられるという論理もあるでしょう。

いずれにせよ、単位青税と全国青税が相乗効果を出せるように、情報を相互に流通させ、議論を尽くして青税らしい若さを発揮していきたいと思っていますので、是非今年1年間よろしくお願ひいたします。

部長就任挨拶・抱負

総務部



部長 高垣 希（神奈川）

このたび、総務部長となりました、神奈川青税の高垣です。適材適所という諺がありますが、私の場合、不適材不適所なのではないかと、今更ながら自問自答する毎日です。理事会には、私が神奈川青税の代表幹事の時より出席しており、全青歴だけは長いのが自慢です。とは言え、理事として出席していた時と今とを比べると責任の重さを痛感いたしております。

しかし、久しぶりに神奈川からの会長ですので、前向きに石井執行部の縁の下の力持ちになり、支えていく所存です。また、

総務部長になって初めてエクセルを使い始め、ただ今奮闘中です。四十の手習いではありませんが、きっと総務部長を引き受けなければ、このような機会は無かったと思います。全青の理事も単位会の活動も同じだと思いますが、自ら与えられたチャンスは義務と考えず、チャレンジと信じて、頑張りたいと思います。理事を始め、皆様のお力を借りることが多いと存じますが、今後1年間よろしくお願い申し上げます。

せていただくことになりました埼玉青税の渋谷由美子と申します。

前年度はあまり全青の理事会に出席しておりませんでしたので、経理部長のお話をいただいた時は驚きましたが、前経理部長の田口さん、前々経理部長の山田さんから「大丈夫だよ」のお言葉をいただき、引き受けさせていただることにしました。

就任早々、インターネットバンキングにログインできず、「パスワードを数回間違えると、サービスが利用できなくなりますのでご注意！」の脅し文句におびえながら、何とかログインすることができました。冷や汗をかきましたが、今後スムーズな予算執行ができるよう精いっぱい頑張りたいと思います。

理事会、シンポジウム等で全国の皆さんにお会いできることを楽しみにしております。一年間よろしくお願ひいたします。

経理部



部長 渋谷由美子（埼玉）

このたび、経理部長を務めさ

研究部



部長 押田百枝 (千葉)

今回、研究部長に就任しました千葉の押田です。えっ千葉？ということは、もう皆さんお分かりでしょう。そうです。来年のシンポジウムは千葉で開催されます。昨年の全国大会で、「また千葉の地でお会いしましょう」という実行委員長の言葉がまだ皆さんの記憶に残っていると思います。

神奈川の城田さんが研究部長に就任した際に、「全国大会が終わったばかりなのに、今度はシンポジウムで大変だね。」と人事のように言ったら、「次は千葉だよ。」と言われ、「私は会長降りているから大丈夫」などと答えていたのですが、実際に理事会で打診されて千葉に持ち帰ってきた会長に「今年やらなくとも来年やらなくちゃいけないなら、引き受けできちゃえば。誰もいなければ私がやるから」といったのが、事の始まりでした。

またミラコスタでと言いたい所ですが、千葉はディズニーリゾートだけではありませんので、全青の皆さん、来年また千葉でお会いしましょう。千葉青税一同、シンポジウムの成功に向けて頑張ります。

組織部



部長 麻生昌敬 (東京)

この度、第38回定時総会におきまして、組織部長に就任いたしました、東京青税（文京部会）のアソウマサノリと申します。

前期は厚生部長を務めておりました。このため総会では旧役員降壇の際、私だけ居残りとなり、学生時代の留年をふと思い出して感傷に浸っておりました。

第4号議案審議では、先輩会員から組織に関するご質問を受けて、青税の抱える慢性的な課題である組織充実について、各位からの情報提供を求める旨お答えいたしました。しかし、組織部長としてその姿勢は誤りであり、現時点では情況把握のため耳を澄まし、かつ、レーダー探索を行うように、こちらから情報を捉える立場であると認識しております。この場をお借りしての修正をお許し下さい。

金澤前組織部長から引き継いだ、歴代組織部長の汗が染み入った「櫻」は、区間新記録の自信はありませんが、一年間というタイム制限の中で確実に次期へ繋げられるようにいたす所存です。ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

厚生部



部長 市木雅之 (近畿)

この度、厚生部長をさせていただきましたことになりました近畿（京都）の市木雅之と申します。

昨年度の理事会のときに皆さんとお話ししていく、中西前会長や片山前総務部長と一緒に席におりました。そのとき「来年は近畿から厚生部長出さなきゃだめだな」との話になり、半分他人事で聞いていたのですが「そういえば市木君は近畿だよね？」なんて話になり、軽い気持ちで引き受けてしまいました。その日はなぜだか気が大きくなっていたのです。その理由は自分でもよくは分からぬのですが。昨年度全青理事となって、出来るだけ理事会に出席しようと思っていたのですが、そのことからお声がけいただいたのかなと思っています。

引き受けてから、麻生前厚生部長のご活躍ぶりを思い出し、理事会後の懇親会での名司会ぶりなど、なかなかボケでは力不足なところが多くあると思いまが、来年の全国大会では皆さんを奈良にお招きする際には、精一杯おもてなしの精神で務めさせていただきます。皆さんに、「よし、奈良に行ってみよう」と思っていただけるような、そして「奈良大会は良かったな～」と思っていただけるようにしたいと思います。どうぞ1年間、よろしくお願いいたします。

法対策部



部長 川崎賢二（岐阜）

このたび法対策部長を仰せつかることになりました岐阜青税の川崎賢二と申します。全青税での活動は今期で7期目となります。前期は副会長を仰せつかり、これをもって卒業のつもりでおりましたので、今期、しかも思いもかけない大役を務めさせて頂くことになり、一層の重責を実感しております。

さて今期の法対策部では、石井会長の意向もあり、税理士制度に重点を置いて活動することになりました。以下、事業活動の概要を申し上げます。

納税者権利憲章検討委員会では、納税者権利憲章についての研究をしつつ、税理士の使命との関わりでその意義と必要性を検討していきます。

税理士法対策委員会では、公正な資格取得制度のあり方について、前期に意見提言した税理士試験制度の議論をベースとして検討します。

税務支援対策委員会では、税理士法改正によってできた税務支援制度について検討し、意見を提言します。

平成18年5月に施行予定である新会社法に対応するため商法等対策委員会でその動向を注視していきます。とりわけ会計参与制度につきましては、政省令はもちろん、制度の運用指針まで詳細な検討をしていきます。

税制対策委員会では、本年度もあるべき税制についての意見提言を行います。

また、公益的業務対策委員会では、三宅島や父島・母島という税務過疎と呼ばれる地域への支援活動を実施し、社会貢献活動にも積極的に関わっていきます。

法対策部では本年度も、納税者及び税理士制度を取り巻く諸問題について、できる限り取組み、意見提言をしていきます。法対策部を代表致しまして、全国の青税会員の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

広報部



部長 池田 充（東京）

この度、広報部長を務めさせていただくことになりました、東京青税（渋谷部会）の池田充です。

5月か6月頃（良く覚えていない）の研修かなにかの後の懇親会で酔っぱらった最中に、前東青会長と現東青会長に「池田さん全青の広報部長やらない？」といわれ「無理です無理です」といったのですが、その数日後の酒が入っていない時にも、また「広報部長やるよね」といわれ、そこまで言ってくれるのならば、と思い「やります」といって引き受けてしまいました。青税に入会しわずか2年しか経っていないにもかかわらず、全青の執行部に参加することになりましたが、精一杯努力して広報の充実に努めていきたいと思います。

全青の活動を伝える広報誌の中心は、やはり全国大会と秋季シンポジウムです。今年度は、これらを中心に記事をまとめるとともに、全青の活動の中心のひとつである、制度に関する記事についても、充実したものとしていきたいと思っています。

全国のみなさん、原稿執筆へのご協力をよろしくお願い致します。

2005年度特別委員会

担当部	委員会名	氏名	単位会
法対策部	税理士法対策委員会	坂田 覚	東京
	納税者権利憲章検討委員会	松嶋 康尚	東京
	税務支援対策委員会	武田 信央	近畿
	商法等対策委員会	小林 正俊	名古屋
	税制対策委員会	清水ふみ代	神奈川
	公益的業務対策委員会	徳田 匡泰	東京
研究部	秋季シンポジウム実行委員会	城田 英昭	神奈川
広報部	ホームページ運営委員会	高桑 誠一	名古屋
総務部	日税連担当委員会	中西 毅	名古屋
	三青会担当委員会	荒井 高宏	神奈川
	全国大会実行委員会	南谷 正仁	近畿

**全国青税連
東京大会**

2005年8月6日

東京・お台場 ホテル日航東京

青年考憲しませんか！

=【第1部】=

パネルディスカッション

東京大会第1部として、「青年考憲しませんか？」をテーマにパネルディスカッションが行われた。各パネリストの基調講演に続きディスカッションが行われ、様々な意見が出た。本稿はその要旨をまとめたものです。

基調講演



小澤 隆一氏

憲法改正の動向

—9条を中心に—

現在、憲法9条をめぐる状況は、老年、老人が非常に元気に語られています。まず我々は、そういう語り継ぐ人々から、しっかりと学ぶことが基本ではないかというふうに、私は考えています。

自民党の憲法改正案は、9条2項を変えて、自衛軍を正式に



持てるようしようというものです。これは、今まで出来なかった事を自衛隊が堂々と出来るようになることが狙いとしか見えません。そういう事を認めてよいかどうかが、9条2項の改正論では焦点だと私は思います。

今は、軍事生産、武器輸出等が堂々と出来ない状態です。これを実は、今の日本の財界はアメリカと一緒にになってやろうとしているわけです。あるいは日本社会は他の欧米各国に比べれば、まだまだ犯罪の少ない社会です。これも、実は徴兵制等がないことと、大きく因果関係があるとも考えられます。そして、9条2項があるおかげで、暴力に頼るという発想は弱い。これらが私達日本人、日本社会の中には、戦後60年の中で出来上がってきているのだろうと思いま

<パネリスト>

小澤 隆一氏 (静岡大学教授)
木村 晋介氏 (弁護士)
小池 幸造氏 (静岡大学教授)
三木 義一氏 (立命館大学教授)

す。そういうものを本当に変えていいのか？ いうことが問題だと思います。

私達は本当に、9条2項無しで21世紀の日本を国際社会に役立つ方向でもって構築していくのかどうかという、そういう問題であります。

質問「住民訴訟類似の、納税者訴訟を国政レベルで正当化することによって、軍事費の財政

的コントロールを可能にすることを条件に、憲法9条2項を改正して、軍隊を正式に持てるようになることに賛成の人はボタンを押してください。」

『結果：21／100』



木村晋介氏

カンボジア問題と日本憲法

9条2項を正直に読むと、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」というのですから、国家に対して「一切の武力を持つな」と命じているわけです。だから、自衛隊はあってはならないわけです。

しかし日本の国は、アメリカの軍事力、警察予備隊、そして自衛隊と名前を変えながらも、これらによって国を守るというシステムを踏襲してきました。ですから、武力によって国を守るといった点においては、9条2項というものは、普通に日本語を読む限りは、一度も守られてこなかったということになると思います。だから、この9条2項というのはもう役に立っていない、規範としての力を失っていると私は考えています。

私は、もう自衛隊を認めるのは仕方がないと思います。「自國を守るために自衛隊を使う」というところに関しては、今は日本の政党でこれ自体に反対を

する政党はいないわけです。一種の国民的な合意ができているというふうに考えて、自衛隊を認めるように憲法を改正をしたほうがいいと思います。しかし、その場合に自衛隊はなにが出来ないのか、なにをしてはいけないのかということが、はっきり決められるのでなければ意味がないと思います。

質問「国連の要請によって、自衛隊が武力行使を含む平和構築のための活動に参加することはダメだ、断るべきだという人はボタンを押してください。」

『結果：47／100』



小池幸造氏

戦争と税制・税務専門家制度の歴史について

最初に一つ質問します。日本の軍事費は、ロシアと中国を除いた場合には世界で2番目だと思う人はボタンを押してください。

『結果：24／100』

日本の税制の基本的な大きな流れは、戦前までは増税の歴史でした。富国強兵、戦費調達という流れの中で、税制は改正をされてきたわけです。

税理士の前史を言うと、明治45年に大阪で「税務代弁者取締規則」ができ、昭和8年ごろ京都で「税務代弁者取締規則」ができる。そして昭和16年の大増

税を受けて、昭和17年1月に法案を国会に提出し「税務代理士法」が成立しました。

そのときの提案の説明が、「戦時下の税務行政の適正な運営に資せむ」と書いてあります。要するに、税務代理士は税務行政の補助機関として誕生したんです。しかも、試験による資格取得制度はない。弁護士、計理士そして一定年数以上の税務官庁OB、によりスタートしました。

要するに、税務行政の補助機関として、それは戦時の大増税のための徴税の補助機関という役割で生まれてきたわけです。

実は現行税理士法の税務署員に無試験で資格を与える制度は実はこの税務代理士時代の問題とつながっているわけです。だから、それが残っていること 자체は単純に、公平とか不公平という問題だけではないんです。質問「仮に税理士制度が急に廃止になった場合、いちばん困るのは納税者ではなく、税務庁であると思う人はボタンを押してください。」

『結果：75／100』



三木義一氏

戦争と納税者

最初に質問します。「こういう記事があったとしたら、この記事の言葉使いは間違ってい

るでしょうか。「国民が血のにじむような努力をして払った血税を、役人が無駄に使っている。けしからん」と、こういう記事がありました。この記事に賛成か反対かではありません。この記事で使われている用語は間違っていると思う人はボタンを押してください。」

『結果：32／100』

これまで日本は、軍事費的なものを多国籍軍らと通じて拠出をしてまいりました。それに対して、自分たちが負担した税金がそういうものに使われるのには耐え難いといい裁判で争った人たちが全国で3,000名ぐらいいました。

平和的生存権とか、納税者基本権さらには良心の自由が侵されたというようなことで争ったのですが、しかし納税者基本権などについて言いますと、裁判所は「そんな権利はまだ憲法上確定していませんよ。だからだめです」と言ってくるし、「良心の自由」で争いますと、「良心の自由と言うけど、あなたが負担した税金が軍事費に使われたと、どうやって言えるのですか？ 税金を納めることと、それがなにに使われたかというの別個じゃないか。なにを使うかは機関が決めているのだから、あなたの負担とは関係ない」こういう議論になるわけです。

しかし、なによりも戦争になりますと、いちばん高い税金を我々は負担させられます。税理士は税の歴史を知らなければいけないですし、血税という言葉が日本でなにを契機に使われたのかということは理解して下さい。「血税」は、日清、日露戦争のときに農民から言われ

た言葉です。「血税」というのは、まさに血の税です。血の税とは兵役のことです。国民は金の代わりに自らの血で負担をするんです。それが「血税」の本来の意味です。

ディスカッション

小澤隆一氏：確かに日本の場合は、湾岸戦争以来、三木先生のお話でいう「血税」を流してきませんでした。しかし、そこには油が欲しくて血を流そうという、血と油の取引があるわけです。そういう発想から「日本はクウェートから感謝をされなかったからこれでいいのか？」という議論は、これは私は断固として批判し克服していかなければならないと思うわけです。

ただ他方で、のちほど木村先生がお話になると思いますが、カンボジアとか本当に悲惨で、軍事力を使わなければ当面の悲惨な動きは止められない、というような事態が国際社会の中には色々とあるわけです。そういったものを克服していく一つの手段として、軍事力の有効性というのは、私は今の国際社会の中では、なお否定し切れないということは認めます。

認めたうえで、それでも根源にあるのは、やはり力というものに対する信仰です。あるいは力がなければ部族対立を抑え込めないんだ、という考え方がそこに底流としてある。また、そういう地域の人々の考え方をどんどん悪い方向に持っていくしまう他の諸外国の、とりわけ武器輸出をする先進国の動きがある。このような背景も含めて、国際社会における軍事力の問題

を考えていかなければならない。

自衛隊との関わり方の問題も、そういった大きな枠組みの中で考えるべき問題ではないかと私は思っています。

木村晋介氏：実際に先進国が武器の商人に化しているという問題点もありますけれども、やはり国際社会による武力をもった集団の投入なしには、実際に紛争が解決しづらい。武力の投入によって、比較的短期間に紛争を終結させて、新しい制度を充実するというケースがなかったわけではないと思います。

まさにカンボジアは、そういうことの中では比較的成功したほうだったのではないかと思います。私自身カンボジアに行って、なにしろ裁判官も弁護士も検察官もいないため裁判ができないというので、裁判官、弁護士、検察官を増やすための運動に1992年からずっと携わってきました。今は相当数の裁判官、弁護士、検察官がおり実際に裁判が行われて、裁判によって紛争が解決されているわけです。

武力によって紛争を解決せずに、裁判によって紛争を解決するというシステムを作りだすために、武力が必要であるという、そういう現実があったわけです。

カンボジアは、20年間ぐらい内戦が続いているとして、国自体を一定期間統治てしまい、暫定統治機構をつくるという、国連としては初めての取り組みだったわけです。

それから10年以上、なんとか政権交代が武力によらないで行われている。そのきっかけを作ったのは、国連の統治機構であったというふうに私は思ってお

りまして、そういう意味で、国際的安全保障、要するに国連の行う行動に参加して、その中に自衛隊が必要な限度で武力の行使の可能性を残すということに関しては、先ほど私が質問をしたところでは47人が反対でしたけれど、私は、そこは柔軟に考えてもいいのではないかと思っています。

ただし、集団的自衛権、アメリカとの集団的自衛に関しては、アメリカという国家がどういう国家かということは、はっきりと見えてきているわけですから、そういうことについては、憲法を改正しても禁止すべきだという意見を私は持っています。

三木義一氏：木村先生にお聞きしたいのですが、人類はいろいろな紛争を解決する手段として、これまでいろいろなことがあったわけです。いちばん単純なのが決闘だったわけですが、それから裁判という制度が生み出されて、一応国内では紛争は裁判制度という形で決着が着くようになりました。これは人類の英知だと思うんです。

次の課題は国際紛争を裁判で決着を着けるシステムを、世界はどうやって作るかということだと思うんですが、そのためには、なにが必要だとお考えでしょうか？

木村晋介氏：非常に難しい問題だと思うんですが、現在のように武力衝突に発達して、負けたほうのやつを司法裁判所に引っ張って来て、「そいつがけしからん」という判断を下すというのではなくて、事前に国際司法裁判所で解決されるようなシステムが開発されないと、難しいのではないかと思っています。

三木義一氏：国連主義で言うのだったら、国連が武力を独占して、各国の主権からは、武力は主権の範囲からはずして、まさに国連が全部武力を独占して、武力を各国は持てないようにするというところまでいかないと、国際紛争を裁判で決着するシステムにはならないだろうな、というふうに私は思っています。

小澤隆一氏：そのところで難しいのは、圧倒的なアメリカの強い軍事力を、いかに国際社会がコントロールしていくかという視点を持たない限り、またそれに向けての着実な歩みをしていかない限り、国際社会が国連秩序の元でうまく機能をしていくことは、なかなか難しいのではないかと私は思います。

木村先生が先ほどおっしゃった、日本の国連への関わり方というのは、私は国連憲章のシス

テムどおりに、非常に理想的なあり方だと思います。ただそれを実現するためには、私は日米安保条約を今まで保持していき、アメリカと一緒になるようなことをすると、東アジアにおいて、他の国がますます日本とアメリカの軍事同盟体制に対して危機感、警戒感を持って、中国も軍拡に走り、北朝鮮も今の軍事独裁体制を変えないという方向になってしまいますから、私は東アジアにおける悪循環の法則が作り上げられてしまうというふうに思います。

ですから、日本はやはり憲法9条を2項も含めて維持したまま、東アジアの軍縮の方向をもたらし、アジアの他の国々が警戒心を解いていく方向に働きかけていくことが大事なのではないかと思います。

そういう観点から考えると、やはり9条を変える必要はないというのが私の考え方です。

小池幸造氏：討論は9条の問題、平和全体の問題になってきていますけれども、統計上で行くと、アメリカの軍事費が圧倒的に多くて、実は那次が日本なんです。ただし、日本、ドイツ、フランスあたりは為替レートの差でちょっと動くかもしれませんけれども、基本的には3カ国ぐらいが並んでいると思ってください。日本は、自衛隊という範囲の中でさえも世界で2番目の軍事費ということです。

木村晋介氏：アメリカの存在が、各国は軍事力を行使しないで、紛争を第三者的な司法機構にゆだねて解決できるようにするためのネックになっていると



いうことですけど、しかし、アメリカという国は最初に憲法を作った国ですし、我々が学びたくなるような民主的な諸制度を持っている国ですので、1番の超大国にどこか他の国がなるぐらいだったらアメリカでよかつたかなと思っています。長い働きかけの中でアメリカが変わっていく可能性が、少なくともアメリカ国民がそういう気持ちになってくれれば、変えられるんじゃないかなという気がします。

三木義一氏：今の木村先生のアメリカ国民に対する期待というのは私も期待したいけれど、ピストル一つ廃止できない国民がそこまで行けるだろうかという、素朴な思いもあって、それは心底アメリカ自身がピストルみたいなものを自分たちの中から消し去ることができる社会までもって行けるかだと思います。

小澤隆一氏：アメリカは自信があるんだと思うんです。ピストルを持っていても、あるいは核兵器を持っていても、それをセルフコントロールするだけの自由と民主主義を自分たちは持っていると、そういう妙な自信があるからこそ、ピストルは決して廃止をしない。核兵器だって断固としてあの国だけは廃止をしない。

私が最初の質問で皆さんにお聞きしたのは、そこまで自分の国あるいは自分たちの権力を動かす際の理性に自信が持てますか？ という問題として、憲法のあり方を問うていく必要があるんじゃないかと思って質問をしたわけです。

だからこそ、軍隊というのは



そんなに信頼がおけるものなのか、そこまで信用をしていいものなのかというのを発信していくだけのポジションに、日本は本来あるはずだと思います。

そういう軍隊に対する不審という観点が、この世界の中で育っていないかないと、国連システムというのもうまく機能しないのではないか。軍事力の必要性というのは、ずいぶん長い時間まだ残るかもしれないけれど、他方でその軍隊に対する不審の念を解除しないで、そして平和的な手段でもって解決するその世論を拡大していくという努力を続けていかないと、やはり理想的な国連システムというのは生まれないのではないかというの私が、私の今のところの考えです。

木村晋介氏：イラクでも日本人がつかまって、自己責任だなん

だと大騒ぎがありましたけれども、確かにいろいろなNGOの方々で現地に入り込んでやっている以外の方々は、うまく現地を支配している軍部といい関係になって、自分たちがやっていふことを安全保障してもらうというふうにやっているんです。

だから、平和構築のためにも、残念ながらそういう武器も持った武装勢力がないと、平和的貢献もできないという非常に矛盾した状況があるんです。

各国が軍を無くして、国連に武器を集中するというのはなかなか難しい方法で、それぞれが軍を持ちながら、軍と軍との間の信頼関係を築きながら、次第に各国から国際的な警察隊みたいなものを作り出して、お互いに軍縮を進めていくというような、相当長い複雑な過程が必要だという気がします。

青年税理士に期待する

小澤隆一氏：やはり最初にも言いましたように、今の時代というものをちゃんと読み取るためにには、過去の歴史もしっかりと紐解く必要が、青年だからこそあるんじゃないかなと思います。

今の憲法の議論の中には、非常に狭い了見の、よその国がな

にを考えているのか、よその国の人々がどういう思いで今いるのかというのを、およそわきまえないようなそういう議論もまた通っていて、それをむしろ当然であるかのようにはやし立てる議論があろうかと思います。そういういた議論に対しては注意

深く、批判的に見ていく必要があるのではないかと思います。

お年寄りの人たちが憲法9条に対して熱き思いを語っているのは、今しかないからなんです。その人たちがどういう経験をしたのかというのを、しっかり学んでいくことが大切なではないか。そうすれば、青年の立場からの憲法を考えるということの膨らみも、あるいは深みも増していくのではないかと、このように考えております。

木村晋介氏：やはり世界を見ていると、確かに自分の国が困っているわけではない。自分の国に対してなにかが攻めてきているわけではないんだけれども、「放っておくわけにはいかないな」ということが色々と出てくるんです。それが民族間の対立であったり部族間の対立であったり、場合によると北朝鮮のような独裁政権の下で人民が弾圧されてたりするわけです。

そういうときに、向こうが攻めてきているわけでもないのに、武力でやっちましたというのはイラクのケースなんですけれども、それは大変高い代償を払わされるだろうと思いますし、そ

れは誤りだということがはっきりしていると思います。

そういうときに、放っておけない気持ちというものを大事にして、我々にできること、やはりNGOでやっていくわけなんでしょうけれども、そういうことに携わってくる若い人たちが増えてきていただくことを、私としては希望したいと思います。

三木義一氏：私のほうから青年税理士の人たちに期待をしたいことは、唯一、我々は基本的には開かれた社会の中に住んでいられるんだということを自覚して、社会のあり方を選択していくましょうということです。

税理士は法の改正というのは、はるか遠い彼方のように思っているかもしれません、本来は不合理な税制があれば立法で変えれば済む問題です。そういうものができる本来のシステムがあるわけですから、もっと使っていくべきだと思います。

それは基本的には、税制、政治の問題ですから、今回の憲法9条との関係においても、日本社会をどうしていくか、これはやはり我々自身の選択であって、我々が選択をまったくでき

ないような仕組みになっていれば、それはまた別に考えなければいけませんが、それは我々ができるシステムがいろいろありますから、これを我々がきちんと自分たちの意見なり態度で示していきましょう。そこがやはりベースになっていることを、私は強調しておきます。

小池幸造氏：税理士制度も歴史を重ねて今あるわけですから、過去を学ぶ、あるいは歴史を学ぶということをぜひ行っていただきたいと思います。

その中で、税理士法の税務官庁OBの無試験資格取得制度については、単純に公平・不公平の問題ではないということです。戦時体制がそのままつながっていて、税務官庁のOBがそのまま税理士になれるという、そことつながっていると思っていただきて、ぜひ税理士法改正の中で税務官庁OBの無試験資格取得制度について再度認識して廃止を求めていってほしいと思います。

(池田充記)

2005年全青税 秋季シンポジウム in 横浜

■平成17年11月13日（日）受付12:00～
12:50～（懇親会17:00～）

■統一テーマ「税理士法」

単位会テーマ：東京／税理士の使命とあるべき姿

埼玉／税理士の権利と義務

千葉／補助税理士

名古屋／税理士の義務

岐阜／税理士法の歴史

近畿／税務代理の本質

■新横浜プリンスホテル
「セレナーデ」

JR新幹線・横浜線
新横浜駅徒歩2分

※車でのご来場はご遠慮ください。

参加費 8,000円（資料集・懇親会費含む）

=【第2部】=

定時総会

第38回 定時総会報告



総会会場と議長団



平成17年8月6日、全国青年税理士連盟の第38回定時総会（東京大会）が「ホテル日航東京」にて開催されました。総会は午後3時15分より司会の勝又和彦会員（東京青税）・菅原裕子会員（東京青税）の自己紹介の後、南谷正仁副会長（近畿青税）の開会の辞により開会されました。司会者より来賓の方々の紹介、中西毅会長の挨拶の後、議長に根岸進会員（東京青税）・吉見昌之会員（近畿青税）・西川浩一郎会員（名古屋青税）の三会員が選出され、議事に入りました。議事録署名人には佐々木則司会員（東京青税）・植木心一会員が選出されました。

件）については田口紀子経理部長から提案説明がなされ、第2号議案に関して名倉明彦監事から会計監査報告がなされました。これらの議案について質議に入り、国内の地震および風水害に対する全青の対応に関する質疑応答がなされ、これら災害に対し全青のより積極的な対応について要望が出され、次年度以降も引き続き積極的に取り組む旨の回答がなされました。また、その後議長は採決に入り、第1号議案・第2号議案ともに承認可決されました。

次に第3号議案（役員改選の件）が芥川靖彦会長等推薦審議委員長より提案され、石井孝雄会長候補をはじめとする新役員が満場の拍手で承認されました。執行部交代の後、石井孝雄新会長をはじめとする新執行部の紹介があり、その後第4号議案（2005年度事業計画承認の件）が高垣希新総務部長から、第5号議案（2005年度収支予算案承認の件）が渋谷由美子新経理部長から提案説明されました。その後質議に入り、新執行部の税理士の自治権および今後のAD



《議案審議》

第1号議案（2004年度事業報告承認の件）については片山泰宏総務部長から、第2号議案（2004年度収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録承認の

質問に耳を傾ける役員席



会場からは活発な質問・発言が――

Rに対する対応を含んだ、税理士法に対する取り組み方、予算執行に対する要望、および全国大会のあり方と、今後の組織拡充の具体的方法等の質疑応答があり、第4号議案・第5号議案とともに原案通り承認可決されました。

最後に第6号議案（大会宣言

採択の件）が城田英昭会員（神奈川青税）によって読み上げられ、満場の拍手をもって採決されました。

これにより全ての議事が終了したので、議長団は議長席から降壇しました。

石井孝雄新会長より会長挨拶として今年度1年間の抱負が語

られた後、東京税理士会会长代理の神津信一副会長、韓国税務士考試会の朴點植会長をはじめとする来賓の方々からご祝辞をいただきました。その後、加来眞名子副会長（千葉青税）の閉会の辞により第38回定時総会は無事終了しました。

（高垣 希・記）

懇親会風景



任期を終えて退任された中西前会長



レインボーブリッジの夜景を観賞しながら歓談



懇親会司会のお二人



次回奈良大会のアピール



「神田ばやし」「獅子舞」
「かっぽれ」は江戸情緒たっぷりで会場を盛りあげた

東京大会総括報告

「憲法改正問題」 はタイムリーな企画でした

東京大会実行委員会 委員長 富田光彦

はじめに

全国の青税会員の皆様こんにちは。8月6日の全国大会には多数の会員及びご家族のご参加をいただきまして、ありがとうございました。

また、各単位会の担当者の方々および東京青税の実行委員の方々には、大会の準備・運営に多大なご協力をいたしましたことについて、心から御礼申し上げます。

私からは、今回の大会全般を振り返っての経過報告と感想を述べさせていただきます。

準備

東京青税が担当する全国大会は、1997年のソウル大会以来8年ぶり、実際に東京の地で行われるのは1981年の池袋サンシャインシティで行われた大会以来24年ぶりになりました。そして今回大会の開催地は、首都東京で、この8年間にもっとも変貌が激しかったといえる、ベイエリアお台場で行うこととなりました。

これまでの準備についていえば、紆余曲折がありながらも、倉林事務局長をはじめ有能な各実行委員の協力により、無事に大会前日を迎えることができました。

前日の晩は、汐留の高層ビル

の42階の居酒屋で前夜祭と称して（参加費はもちろん各自自前で）東京青税の実行委員約20名により本番に備えて銳気を養いました。私も、お台場の夜景を眺めつつ、やるべきことはすべてやったという満足感に浸り、明日の本番の成功を祈っておりました。

大会当日の朝

さて、翌日の朝は事前にお願いしていたこともあり、たくさんのお会員の皆さんに準備にご協力していただき、控え室が活気に満ち過ぎて息苦しいほどでした。バタバタすると思っていたが、皆様に精力的に動いていただき、無事に午後1時のスタートを向かえることが出来ました。

パネルディスカッション

毎回各地で行われる大会で様々な工夫が凝らされる第1部には、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、100人に聞きましたと題してトータルアナライザーという機械を使い、パネリストからのいくつかの質問に対して集計をとらせていたらしく形式をとりました。機械がうまく作動するか？それ以前に第1部の段階で100人が集まるのか？などと気



富田実行委員長

を揉みましたが、なんとか無事に行うことができました。

集計結果等につきましては、前のページに詳細が書かれていると思いますので、そちらをご覧下さい。

定時総会

第2部の定時総会では、中西前会長によるこの1年間の苦労がよくわかる挨拶。そして石井新会長による、今後1年間の税理士制度に取り組もうという強い意気込み伝わってくる挨拶があり、途中の質疑応答では複数の会員から様々な意見が出され執行部があたふたする場面もありました（こういったところも楽しいですね。青税はこうでなければいけません）

懇親会から2次会、3次会へ

第3部の懇親会では周囲のロケーションとは違うお江戸情緒を堪能していただきたく「神田ばやし」の演奏と獅子舞それに「かっぽれ」の演奏をご鑑賞いただきました。

2次会は韓国税務士考試会の皆様を中心に、まさに飲みっぱなしでした。その後もそれぞれのグループで3次会へと繰り出し、東京の夜を満喫していただいたと思います。

今回のテーマ

ところで、今回の東京大会の副題は「青年考憲しませんか？」でしたが、参加された会員の皆様は、どのような感想をもたれましたでしょうか？

税理士は、税法に関する専門家であり、租税の法律家です。

法律家である以上は、憲法についてもそれなりの知識を持たなければいけません。

そして、その憲法が今様々に論議のもと、改正にむけて進みつつあります。青税会員の皆様にも、その論議のきっかけとしていただきたいと思い企画させていただきました。

くしくも、今大会の2日後の8月8日に郵政民営化関連法案が参院本会議で否決され衆院が解散し、9月11日に総選挙がおこなわれました。結果は皆様ご存知の通り、自民党の歴史的な圧勝に終わりました。

この衆院選の結果については様々なご意見があると思いますが、67%を超える投票率であったことによる結果であることは我々も重く受け止めなければいけないと思います。

たしかに今回の総選挙は、小

泉総理の手腕により郵政民営化の是非のみを問う選挙になってしましましたが、その自民党のしめす政権公約には、「新憲法制定への取り組みを本格化するため、17年11月15日までに自民党憲法草案を策定し、公表する。新憲法制定のための「日本国憲法改正国民投票法案」及び「国会法の一部改正案」の早期制定を目指す。」と書かれています。

今回の選挙結果を受けて、今まさに憲法論議をしなければならないときであることを痛感いたしました。そして、今回の東京大会で憲法を取り上げたことが、間違いではなかったと思いました。

憲法改正問題は、これからマスコミでも一層取り上げていくことになるでしょう。我々も税理士として、この問題を真剣に考えていきましょう。

最後に

私が、全国青税の会長を務めさせていただいたのは、1999年度でした。今回の全国大会の実行委員長をお引き受けするにあたり、倉林事務局長とも話していたのですが、今回が全国青税への最後のご奉公だと思ってお

ります。

東京青税には、600名を越える会員がおりますが、次回の東京大会の際には、私の次の世代（若しくは次の次の世代）の東京青税を（そして全国青税を）担う会員が実行委員長として、すばらしい大会を作ってくれると信じています。（もちろん、私も陰ながら応援させていただきますよ）

最後になりましたが、パネルディスカッションと定時総会の司会をお引き受けいただいた、勝又和彦さん菅原裕子さん、長時間の司会お疲れ様でした。助かりました。ありがとうございました。そして、事務局長として最初から最後まで支えていただいた倉林倭男さん、本当にありがとうございました。

来年の全国大会は奈良で行われます。近畿青税のみなさんが、関西独特のノリで盛り上げてくれるでしょう。各単位会もそれに乗っかって、おおいに盛り上げ組織の拡充に努めましょう。

それでは、来年奈良大会でお会いしましょう。（おっと、その前に神奈川のシンポジウムもありますね。こちらもみんなで盛り上げましょう）

あとがき

東京大会が無事終了し、石井新執行部がスタートいたしました。真夏の暑い中、参加された皆様お疲れ様でした。私はといえば、全国大会が終了すると、まさに夏真っ盛りなので、一部の方々がご存知の通り島にはかり行っていたため、今号の準備もかなり遅れてしまい、この「あとがき」も切羽詰

った状態で書いています（次号からは気をつけなければ・・・）

今号は、新執行部の紹介と全国大会に関する記事が全てです。当然、大会当日は広報部長としての初仕事として、パネルディスカッション、定時総会、懇親会の写真を撮影しましたが、事前に考えていた写真が全然撮れず、後から皆さんに写真を提供していただき助けていただきました。ご協力ありがとうございました。

今回の大会のテーマは「青年考憲

しませんか？」でしたが、パネルディスカッションの録音を何度も聞きなおしているうちに、本当に憲法のことを色々と考えるようになりました。

さて次号はシンポジウムの記事が主体となります。各単位会の会員の皆様には、それぞれに執筆をお願いする予定ですので、何卒ご協力をよろしくお願い致します。

(M. I)